

# ■平成30年度 総務財政委員会 所管事務調査報告

## 調査テーマ：食を活かしたまちづくり

### 1. 本市の取組に至るまでの背景と概要

#### ①東九州バスク化構想の背景について

平成27年11月に開催したエンジン01オープンカレッジにおいて、イベントに参加した著名人より本市の食に対して高い評価が得られ、食のまちとしての機運が高まった。そのような中、平成28年4月に東九州自動車道の北九州から宮崎間の開通により本格的な高速道路時代が到来し、高速道路の無料区間で結ばれる佐伯市と連携して、食をテーマとしたまちづくりで地域に人を呼び込む地方創生の取組を行うこととなった。

#### ②概要について

構想のテーマとしては、食材や人材などのあらゆる地域資源を磨き上げ、活用することを意味する「地産地活」の推進を掲げており、具体的には、下記の5つの項目において事業の展開を図ることで、地域経済の活性化を目指すものである。

- ・食関連産業の経営基盤の強化
- ・人材育成等の取組
- ・料理人と生産者の連携による農林水産物の産地化
- ・域外への「食」の魅力発信等による観光の産業化
- ・新たな人の流れの創出

### 2. 本市の取組状況

#### ①平成28年度

人材育成、基盤強化、機運醸成、人の流れ創出、プロモーション事業といった、大きく5つの方向性で各種事業等を行った。

#### 【平成28年度の主な方向性と事業名等一覧】

方向性	事業名等
人材育成	◇次代を担う農山漁村地域リーダー養成事業
	◇食のまちづくりアドバイザー設置事業
基盤強化	◇東九州バスク化構想推進協議会、同延岡推進協議会の設立
	◇6次産業化・農商工連携推進事業
	◇特産物産地づくり支援事業
	◇薬草等産地確立事業
機運醸成	◇「食のまち延岡」ブランド力向上支援事業
	◇食のまちづくり機運醸成事業
人の流れ創出	◇観光旅行商品造成事業
	◇東九州フードサービスエリア事業
プロモーション事業	◇延岡新時代プロモーション事業

## ②平成 29 年度

内閣府から承認された5年間の地域再生計画に基づき、佐伯市との合同による東九州バスク化構想推進協議会が主体となる事業に加え、東九州バスク化構想延岡推進協議会が主体となる事業のほか、本市主体の事業を実施し、構想の推進を図った。

### 【平成 29 年度の取組主体と主な事業名等一覧】

取組主体	事業名等
東九州バスク化構想 推進協議会 ※佐伯市との合同	◇観光旅行商品造成事業 ◇東九州フードサービスエリアPR事業 ◇地産地活マルシェの開催
東九州バスク化構想 延岡推進協議会	◇のべおか本わさび革命 ◇東九州バスク化構想推進支援事業 ◇魅力的な「食空間」創出支援事業
延岡市	◇のべおか国際食卓会議の開催 ※のべおかタパス食べ歩きイベントを同時開催 ◇のべおかタパス食べ歩き写真集の出版 ◇食の拠点施設かわまち交流館の整備 ◇のべおか美食めぐりバスPR事業

## ③平成 30 年度

平成 29 年度に引き続き、佐伯市との合同による東九州バスク化構想推進協議会の事業に加え、東九州バスク化構想延岡推進協議会の事業、本市主体の事業を実施し、構想の推進を図った。

### 【平成 30 年度の取組主体と主な事業名等一覧】

取組主体	事業名等
東九州バスク化構想 推進協議会 ※佐伯市との合同	◇観光旅行商品造成事業（継続） ◇東九州フードサービスエリアPR事業
東九州バスク化構想 延岡推進協議会	◇東九州バスク化構想推進支援事業（継続） ◇魅力的な「食空間」創出支援事業（継続） ◇かわまち交流館におけるのべおかタパスPRイベント ◇旬の食マルシェの開催 ◇店舗情報等の多言語化によるインバウンド対策 ◇料理人と生産者等が連携した料理教室「おうち de タパス」を開催 ◇食材見本市の開催
延岡市	◇まちなか地産地活マルシェの開催 ◇食のまちづくりセミナーの開催 ※のべおか食材産地ツアー、ワークショップを同時開催 ◇のべおかタパス食べ歩きイベント&タパスグランプリ ◇シティプロモーション ※首都圏での食のイベントなど

### 3. 他自治体の取組状況

#### 小浜市（福井県）

##### ◆食を活かしたまちづくり

同市では、2001年9月に全国初となる食のまちづくり条例を制定し、狭い意味での食にとどまらず、産業、環境、福祉、健康、教育、観光といったあらゆる分野の施策を食を起点に展開し、魅力あるまちづくりを目指している。また、2003年に御食国若狭おばま食文化館を、食育や地産地消などの食のまちづくりの拠点施設として開館した。

##### ①条例に基づいた市内の各地区振興計画の策定

制定した条例に基づいて、市内の12の地区ごとに地域住民が自らのまちづくりの目標を定めた地区振興計画を策定した。これらの計画の策定のために、市として新世紀いきいきまち・むらづくり支援事業を実施し、策定のために設置した各地区の「いきいきまちづくり委員会」に対して年額50万円を3年間補助し、じっくりとボトムアップ型で地域ごとの実情に即した計画を策定した。

##### ②キッズキッチン

御食国若狭おばま食文化館にあるキッチンスタジオを活用して、就学前の幼児を対象とした料理教室キッズキッチンを開催している。子どもたちは、活動のサポーターを務める30代中心のキッズ☆サポーターや、高齢者中心のグループマーメイドなどの市民サポーターに指導されながら、包丁や箸などの道具の使い方を段階的に学び、魚のさばき方に至るまで、様々な食材の調理を行っている。なお、包丁は切れ味の鋭いもの、箸は小浜市が塗箸の生産地であることから、塗箸を使用し、本格的な道具で幼いころからそれぞれの道具をきちんと使用できるように教育するなど、食育を推進している。

##### ③漁家民宿を活用した体験学習メニューの開発

市内にある阿納地区において、「ブルーパーク阿納」という海上釣堀施設とその周辺に集積する漁家民宿を活かして、釣って、捌いて、食べて、泊まるという形の滞在体験型の学習メニューを開発している。フードツーリズムとして、修学目的に近隣の内陸県である岐阜県や長野県、または関西、中京圏からの学生が多く訪れるようになった。この取組については、今後海外に向けても伝統的な食文化の発信とともに、観光や交流人口の増加を目的として発信していくことを検討している。

##### ④取組後の効果

平成27年には、京都への鯖輸送の歴史に関わる鯖街道を象徴とする食、祭礼の構成遺産群が日本遺産第1号の認定を受けたほか、ミラノ国際博覧会に独自の食文化の情報発信で参加するなど、国内外に対する情報発信を行うことができた。直近では、平成29年に農林水産省より、農泊食文化発信地域としても認定され、漁村でのフードツーリズムの構築や伝統の食文化を更に国内外に発信する取組の推進が継続して図られている。

#### 4. まとめ

本市における食を活かしたまちづくりについては、食のまちとしての機運の高まりや、本格的な高速道路時代が到来したことを背景に、佐伯市と連携して、食をテーマとしたまちづくりで地域に人を呼び込む地方創生の各種取組が進められている。

取組の特徴については、地産地活を構想のテーマに掲げ、両市合同で東九州バスク化構想推進協議会を、さらに、延岡市においては東九州バスク化構想延岡推進協議会を設立し、それぞれの協議会が主体となって取組を進めているところである。また、延岡推進協議会内には料理人部会と生産者部会が発足しており、料理人同士や、料理人と生産者との連携促進も図られている。

取組内容は多岐にわたり、佐伯市との合同での推進協議会では域外の方に対するPRや誘客を目的に、シティプロモーションや観光旅行商品の造成、延岡推進協議会では、生産者や料理人が主体となってイベントを開催する東九州バスク化構想推進支援事業に取り組んでいる。さらに、延岡市独自の取組として、のべおか国際食卓会議をはじめとした各種イベントの開催、食の拠点施設としてかわまち交流館を整備するなど、構想推進のために、組織を横断し一体となって取組を推進している。構想策定からまだ数年であるため、今後はこの取組を継続的に推進していくことが求められる。

今回調査を行った福井県小浜市においては、食のまちづくり条例制定から10年以上取組が進められており、食の拠点施設である御食国若狭おばま食文化館での食育の取組や、漁村や釣堀などの環境を活かしたフードツーリズムのメニュー開発などを行っている。

食のまちづくりについては、自治体ごとの地域性や資源、歴史も含めて異なることから、各自治体において独自の施策が行われている。小浜市では条例に基づいた継続した取組が、イタリアにおける国際博覧会への出展につながっている。市民の意識醸成や域内外への情報周知や浸透を図るためには、策定当初に掲げた構想のテーマに基づき、長期的な視点による一貫した取組を行うことが必要である。

また、本市の特色である活動主体の地域の料理人や生産者による取組に加え、市民自身が域外にPRできるような取組の推進が重要である。

## 調査テーマ：防災・減災のためのソフト事業

### 1. 本市の現状と取組

取組の前提には、国や県が発表する災害の被害想定に加え、甚大な被害をもたらした全国の事例を受けての国の方針や法律改正などがあり、それらを踏まえた形で各種取組を行っている。

#### ①南海トラフ巨大地震に関する取組

##### (1)地震想定・被害想定について

###### 【想定震度・津波】

地震の規模	マグニチュード 9.1 震度 7
最大津波高さ	最大 14 メートル、平均 11 メートル
最短津波到達時間	17 分

###### 【被害想定】

津波に起因する被害が多い場合	死者	約 8,400 人
	建物被害	全壊・焼失 約 18,000 棟 半壊 約 23,000 棟
	上水道（断水率）	99%
	避難者	約 68,000 人
地震に起因する被害が多い場合	死者	約 4,400 人
	建物被害	全壊・焼失 約 14,000 棟 半壊 約 22,000 棟
	上水道（断水率）	99%
	避難者	約 61,000 人

※想定震度・津波、被害想定は、平成 25 年の宮崎県発表に基づき、被災直後時点の数値

※被害想定については、ともに被害が最大となることを見込まれる冬の 18 時に起きた場合を想定

##### (2)津波ハザードマップの作成

平成 25 年度に 57,500 部作成し、平成 26 年 4 月に全世帯に配布している。指定緊急避難場所の追加等の修正が発生した場合は、市ホームページに掲載している資料の修正や、修正したページの印刷物を初版のハザードマップに差し込んで配布している。

##### (3)指定緊急避難場所（津波）の指定

ビルが 202 箇所、高台が 209 箇所、避難施設が 3 箇所の合計 414 箇所を指定している。

## ②災害弱者（要配慮者）対策

東日本大震災で 65 歳以上の高齢者や障がい者が多く被害にあったこと、あわせて、それらの方々をサポートする消防団や民生委員など支援する側も犠牲になったことから、平成 25 年に災害対策基本法が改正され、避難行動要支援者の名簿作成が市町村に義務付けられた。そのため、平時から大規模災害に備えた避難支援に名簿を活用することになり、平成 29 年度に対象者を定めた。さらに、平成 30 年度において避難行動要支援者約 5,000 名の名簿を作成し、その対象者に対して、自主防災組織をはじめ消防、警察などの避難支援等関係者に対する名簿提供の同意の確認作業を郵送にて行った。

## ③要配慮者利用施設の避難確保計画作成

背景として、平成 27 年の関東・東北豪雨における鬼怒川の氾濫や平成 28 年の台風 10 号による全国的な豪雨災害により、福祉施設が被災したこともあり、平成 29 年 6 月に水防法及び土砂災害防止法が改正された。それにより、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にある要配慮者支援施設の所有者及び管理者へ避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務化された。

本市における要配慮者利用施設の範囲としては、社会福祉施設、学校、医療施設など、日頃から災害弱者が集まる施設が対象で、現在 410 施設となる。

取組としては、平成 31 年 1 月 9 日に要配慮者利用施設の所有者・管理者を対象として避難確保計画作成に係る講習会を開催し、約 400 名の参加があった。また、同年 2 月 6 日、7 日の 2 日間において避難確保計画作成に係る講習会をワークショップ形式で開催した。

## ④防災・減災啓発

例年 5 月に約 500 名の参加のもとで行われる水防訓練や、例年 11 月に約 2,000 人が参加する防災フェスタが開催されている。また、毎年、各地区において防災推進員などが出向き、防災訓練・講話が開催されており、平成 29 年度は防災訓練が 82 箇所で約 8,700 人、防災講話が 194 箇所で約 9,700 人の参加があった。また平成 30 年度においては、11 月 18 日に内閣府と合同で長浜地区の避難訓練、防災フェスタ、防災講演会を同時開催し、長浜地区 1 区、2 区や延岡市医師会、看護学校などから約 1,000 人の参加があった。今後は市民意識向上のため防災ハンドブックを作成予定である。

## ⑤防災に関する各種計画の策定・見直し

平成 28 年度に延岡市公共施設整備に係る津波指定緊急避難場所の整備に関する指針を策定した。この指針に基づいて、一ヶ岡 A 団地の建設においては、屋上避難施設の整備を進めている。また、平成 28 年度には延岡市業務継続計画（BCP）を策定した。さらに平成 29 年度には、受援計画の骨子までを作成した。

## ⑥災害時におけるサポート体制づくり

災害時における災害時応援協定を 114 の自治体、企業などと結んでいる。また、災害応援ネットワークの充実を図るため毎年 6 月に社会福祉協議会と連携して災害ボランティアリーダー養成講座を開催している。現在災害ボランティアネットワークの登録団体数は 119 団体である。また、透析医療体制の構築のために、宮崎県透析医会延岡地区ブロック代表の医療機関やライフライン関係者と災害時の透析医療体制についても協議を行っている。

自主防災組織については、278 組織が組織されており、地区の防災士として 23 名の方が登録している。なお、地区の防災士資格取得に対しては、補助金を出している。

## 2. 他自治体の取り組み状況

### ◎豊岡市（兵庫県）

#### ◆防災・減災のためのソフト事業

##### ①要援護者支援について

平成 18 年に災害時要援護者登録制度を創設し、その後、約 8,000 人集まった個別情報の運用に苦慮したために、平成 24 年に同制度を見直した。区分を避難行動要援護者と情報伝達要援護者の 2 つに分けて個別支援計画を簡略化している。さらに、平成 29 年には名簿情報提供への意思表示のない者をみなし同意とすることとし、支援者のボランティア保険料を公費負担することとした。

要援護者についての名簿は現在約 4,800 人であり、名簿の更新については年に 2 回福祉部門の課が主体となって行っている。

##### ②市民総参加訓練について

市民総参加訓練については、平成 27 年から行っており、平成 27 年及び 28 年度が地震・津波、平成 29 年及び 30 年度が風水害・土砂災害を想定して開催しており、平成 31 年度からはそれぞれの想定を交互に行う予定である。

訓練を開催したきっかけについては、統一訓練日とすることで参加率が増えるのではという期待や、全体の訓練内容を簡略化することで、各区の自主防災訓練を訓練後にあわせて行うことができるよう配慮し、区の年間行事などに自主防災訓練を入れてもらうなどの効果を狙ったものである。なお、訓練内容については簡素化しており、広場や避難場所への集合と人員点呼のみとしている。

##### ③防災マップについて

防災マップについては、平成 18 年度に作成済であったが、市内の河川等の工事が進んだことや、平成 28 年 6 月に国土交通省が新たな浸水想定を公表したことから、平成 29 年 3 月に 10 年振りに防災マップを更新している。

新たに更新したマップの特徴は、3 種類の地図を A 3 版のサイズで 359 地区ごとに作成したことである。なお、このマップについては、全戸へ配布している。

#### 【マップの名称と特徴について】

防災マップ	居住地の洪水及び土砂災害のリスクと最寄りの避難所等を記載
標高マップ	居住地周辺の標高を示すことにより避難時の選択等に役立てる
白地図	避難路、危険箇所が自由記載できる

##### ④取組後の効果と今後の課題

市民総参加訓練を軸にして、訓練前は災害時要援護者の名簿と防災マップを活用し、事前に各地区において避難行動要援護者の個別支援計画の策定や、避難所までの避難路選定を行い、訓練実施直前には回覧などで改めて防災マップ自体を周知するなど各取組を連携させて実施している。

課題としては、災害時要援護者の名簿整備はしているが、すべての方に対する個別計画の作成ができていないこと、また市民総参加訓練の更なる参加率の向上がある。

### 3. まとめ

本市においては、主に近い将来発生が予測されている南海トラフ巨大地震の被害想定に基づいて各種施策を行っている。取組の大きな目的は、市民が災害に遭遇した際にどう逃げて、どう生き延びるかということである。そのため、災害時は被害想定を踏まえて市民個々人に加え、地区単位の組織でいかに対応するかといったことが重要となる。

そのため、ハザードマップなどを活用した災害想定や、被災時の避難場所などの情報提供、また、自主防災組織の設立支援や、防災訓練・講話の開催を通じて意識醸成を図っている。

さらに、法改正により義務付けられた避難行動要支援者の名簿作成を行い、要配慮者支援施設の所有者及び管理者に対して、避難確保計画の作成の支援などを行う予定である。

今回調査を行った兵庫県豊岡市においては、市民総参加訓練として年に1回市内全域で同じ日に災害を想定した訓練を行っており、さらに防災マップもA3版で地区ごとに3種類のマップを作成している。それらの取組を連携して行うことで、市民の防災意識の向上に取り組んでいる。

防災意識については、各地区によって被害想定や、過去の被災歴などが異なることからそれぞれに差があり、それが課題となっている。そのため、さらなる防災意識の向上については、現在行っている事業の継続に加えて、啓発の際には映像を活用するなど、災害を直に感じられるような取組が有効である。

また、避難行動要支援者の名簿の活用については、災害時に関係機関と円滑な情報の共有を図るために、個人情報管理に十分配慮しつつ、地図上に情報を色で記載するなどといった視覚的に分かりやすい工夫の検討が重要である。